

地域課題解決型起業支援事業費補助金補助対象者採択基準

(目的)

第1条 地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づく補助対象者を採択するため、必要な事項を定めるものとする。

(申請要件)

第2条 地域課題解決型起業支援事業費補助金の申請ができる者は、次の各号の要件を全て満たす単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (2) 北海道補助金等交付規則第21条の規定による補助金等の一時停止措置又は北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2条第1項の規定による指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。道に納税義務がない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(採択基準)

第3条 補助対象者の採択は、次の各号の項目を総合的に評価して行うものとする。

- (1) 実施体制、業務遂行能力
- (2) 事業企画提案の目的適合性
- (3) 業務遂行方法の妥当性